

令和6年 第12回

甲斐市農業委員会議事録

令和6年12月25日

1 日 時 令和6年12月25日(水) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第28号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
報告第29号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
報告第30号 競売及び公売適格者証明願いの件
報告第31号 農地法第18条第6項の規定による届出の件
議案第31号 農地法第18条第6項の規定による届出の件
議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第48号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件
議案第49号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件

4 欠席委員 なし

5 議事録署名委員 1番 中村委員、3番 興石委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 佳浩

農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭

農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之

農業委員会事務局庶務係 河野 慎

7 閉 会： 午後3時40分

【事務局長】 それでは、第12回農業委員会総会を始めさせていただきます。
会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましても、よろしくお願い
いたします。

【議長（会長）】 （会長のあいさつ）
本日の出席委員は「16人」です。定足数に達しておりますので、
ただちに会議を開きます。

（日程第1 議事録
署名委員の指名）

【議長】 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名人は、「1番 中村委員 と 3番 興石委員を指名致します。

（日程第2 会期の
決定）

【議長】 日程第2「会期の決定」を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますがご異議ございませ
んか。

（異議なしの声）
異議がありませんので、本日1日と決定します。

（日程第3 議事）
（報告第28号）

【議長】 それでは議事に移ります。
「報告第28号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件」
を上程致します。
事務局に 番号12番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長
資料1ページをお願いします。
農地法施行令第3条第1項の規定により転用の届出がありました。
甲斐市農業委員会 事務専決規程 第3条により専決処分をしましたので
報告します。
番号12番 地図公図は1ページ、2ページになります。
篠原●●、面積147㎡を甲斐市篠原の●●さんが自己用住宅建築のた
めの転用の届出が出ています。
説明は以上です。

- 【議長】 事務局の説明は以上です。
この案件は報告事項でありますので、担当農業委員による現地調査の報告を省略いたします。
質問がある方はいらっしゃいますか。
- 質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。
- 【議長】 それでは次の議事に移ります。
「報告第 29 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件」
を上程致します。
事務局に 番号 47 番 から 48 番 の説明を求めます。
- 【事務局】 はい、議長
資料2ページをお願いします。
農地法施行令 第10条第1項の規定により農地転用の届出がありました。
甲斐市農業委員会 事務専決規定 第3条により専決処分をしましたので
報告します。
- 番号 47 番 地図公図は 3 ページ、4 ページになります。
名取●●、面積 764 m²を●●の●●さんが●●の●●に賃貸借により資
材置場にするための一時転用の届出が出ています。
一時転用期間は令和 7 年 3 月 31 日までです。
続きまして
- 番号 48 番 地図公図は 5 ページ、6 ページになります。
富竹新田●●、面積 65 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに、使用
貸借により自己用住宅建築のための転用の届出が出ています。隣接の宅
地と一体で利用します。
説明は以上です。
- 【議長】 事務局の説明は以上です。
この案件は報告事項でありますので、担当農業委員による現地調査の報告を省略いたします。
質問がある方はいらっしゃいますか。
- 質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。
それでは次の議事に移ります。

(報告第 30 号)

【議長】

けいばいおよびこうばいてきかくしゃしょうめいねがい

「報告第 30 号 競売及び公売適格者証明願いの件」を上程致します。

事務局に 番号1番 から 番号6番 の説明を求めます。

【事務局】

はい議長、

資料は 3 ページから4ページをお願いします。番号 1 番から 6 番については、申請地が同一でありますので一括で報告いたします。地図公図は7ページ、8 ページになります。

地目が農地である場合、競売の入札に参加するには、農業委員会が発行した競売適格者証明が必要となるため申請がありました。

本申請については市街化区域内の農地であるため、甲斐市農業委員会事務専決規程第3条により専決処分をしました。

対象地は長塚 151-3 ほか2筆、合計面積 2433 m²です。

番号 1 番の申請者は、●●の●●で、競売落札後の転用目的は貸駐車場です。舗装はせず碎石敷きの計画です。

続きまして

番号 2 番の申請者は、●●の●●で、競売落札後の転用目的は資材置場です。舗装はせず碎石敷きの計画です。

続きまして

番号 3 番の申請者は、●●の●●で、競売落札後の転用目的は貸駐車場です。舗装はせず碎石敷きの計画です。

続きまして

資料4ページをお願いします。

番号 4 番の申請者は、●●の●●で、競売落札後の転用目的は宅地分譲9区画の計画です。

続きまして

番号 5 番の申請者は、●●の●●で、競売落札後の転用目的は宅地分譲 10 区画の計画です。

続きまして

番号 6 番の申請者は、●●の●●で、競売落札後の転用目的は宅地分譲 10 区画の計画です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

報告事項でありますので、担当農業委員による現地調査の報告を省略いたします。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「報告第 31 号 農地法第18条第6項の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に 番号 14 番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料5ページをお願いいたします。

農地法第18条は利用権や耕作権等の解約に係る条文になります。

番号 14 番、地図、公図は 9-ジ、10-ジになります。

西八幡●●ほか 2 筆、合計面積 3010 m²。

貸人が●●の●●さん、借り人が●●の●●さんです。解約届出日は令和 6 年 11 月 26 です。

5 年間、利用権の設定をしていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第 45 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

「議案第 45 号 農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に 番号 23 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 6 ページをお願いします。

番号 23 番、地図公図は 11 ページ、12 ページになります。

志田●●ほか 4 筆、合計面積 1062 m²を●●の●●さんから●●の●●

さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で水稲の栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、
田植機、脱穀機です。

モニターの写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明が終了しました。

次に●番の●●委員の報告ですが、本人より現地調査の結果は問題ない
との報告を受けています。

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

写真の通りの場所ですが、甲斐警察署の北側で、市役所双葉支所の西
方に位置する農地で、今年も作付けが終わっておりました。

譲渡人は、労働力不足との事由で譲受人に有償で移転するということ
です。譲受人についてもトラクター、田植え機等を所持しておりまして、今
までも水稲の作付をしておりましたが、引き続いてここで水稲の作付をや
りますので、何ら問題ないと思われま

【議長】

これより質疑に入ります。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 23 番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようでございますので、本案件を許可することに決定いたしま
す。

続きまして事務局に 番号 24 番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 24 番、地図公図は 13 ページ、14 ページになります。

竜王新町●●、面積 282 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに有償

移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。
申請地で梅の栽培を予定しています。所有機械については耕運機、動噴
等です。
モニターの写真は北側から撮影したものです。
説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●番●●委員】 18日に会長、副会長、推進委員、事務局の6名で現地調査を行いました。
申請地は赤坂の中腹に位置し、緩斜面の市街化調整区域内の3種
農地で、6本ほどの梅を1月頃に植え付ける予定です。
調査時は耕作放棄地でしたが、新規参入ですが農地として適切に管理
し、有効利用されることで耕作放棄地の解消に繋がると思われます。
以上、ご審議をよろしくお願いします。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 該当農地につきましては雑草等が繁茂しており、今後も譲渡人が
県外に居住していることから、管理することが難しいと思われます。
今回有償移転により、隣接者の譲受人が自家消費のよる梅を栽培し、
営農計画書に基づき行うことで遊休農地の解消が図られ、特に問題な
いと考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号24番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なし声)

異議が無いようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

【議長】 続きまして事務局に 番号25番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料7ページをお願いします。

番号25番、地図公図は15ページ、16ページになります。

下今井●●ほか2筆、合計面積2853㎡を●●の●●さんから●●の●
●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で水稻の栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、田植機、コンバイン等です。

モニターの写真は南東側から撮影したものです。
説明は以上です。

【議長】 次に ●番 ●●委員 の報告ですが、本人より現地調査の結果、問題なしとの報告を受けています。
次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 これは同じ集落内の人同士の田んぼの売買ですが、譲渡人の方はこの田で耕作をしないとのこと。
譲受人は他の開発で田が売れまして、その代替地を探しており、ちょうど良いタイミングで見つかったということです。
意欲的に耕作してもらえれば良いと思いますので、問題ないと考えます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。
番号 25 番 を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

(議案第 46 号)

【事務局】 それでは次の議案に移ります。
「議案第 46 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件」を上程致します。事務局に 番号 8 番 の説明を求めます。

はい、議長

資料 8 ページをお願いします。

番号 8 番、地図公図は 17 ページ、18 ページになります。

宇津谷●●、面積 406 m²を●●の●●さんが自己用住宅を建築するための転用の許可申請が提出されました。

申請地は、住宅等が連坦する区域内的の第 3 種農地です。

この土地は申請者の父親が 40 年ほど前に宅地転用の許可を得ていましたが、家屋が建てられないまま相続され、申請者が住宅建築を計画しましたが、事業主が変わるため新たに申請を行うものです。

建築予定面積は 99.58 m²の2階建てで、排水については、汚水は公共下水道に放流。雨水については自然浸透の計画です。

資金証明、土地利用計画書等から問題ないと思われます。

写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員にお願いします。

【●番●●委員】 場所は唐松団地と旧部落の境になる訳ですが、四方を住宅に囲まれていて、住宅地としては良い場所だと思います。

すぐ横の道には上下水道が敷設されておりまして、何ら問題はないと思います。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 既に宅地用として整備されていますので、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号8番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 47 号) それでは次の議案に移ります。

【議長】 「議案第 47 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に 番号 34 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 9 ページをお願いします。

番号 34 番、地図公図は 19 ページ、20 ページになります。

下今井●●、面積 446 m²を●●の古●●さんほか共有者1名から●●の●●さんに所有権移転により自己用住宅建築のための転用の許可申請が

提出されました。

申請地は都市計画法の用途区域内にある第3種農地です。
建築予定面積は72.87㎡の2階建てで、汚水については合併浄化槽で処理し東側の道路側溝に放流、雨水についても東側の道路側溝に放流する計画です。

資金証明、事業計画書、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は南東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に ●番 ●●委員 の報告ですが、本人より現地調査の結果、問題なしとの報告を受けています。

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

申請地は市役所双葉庁舎の東側に位置する3種農地で、西側と北側には住宅が建ち並んでいる状況です。

転用目的は個人住宅建築のためであり、汚水は合併浄化槽で処理して東側の道路側溝へ放流し、雨水も同側溝へ放流することによって、付近への影響はないと思われます。以上です。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号34番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号35番と番号36番の説明を求めます。

この案件につきましては、関連するものになりますので、一括で審議することに致します。

【事務局】

はい、議長

番号35番と36番については関連がありますので一括で説明いたします。

地図公図は 21 ページから 24 ページになります。

番号 35 番

下今井●●、面積 7.06 m²を●●の●●さんほか共有者1名から●●の●●・●●さんに所有権移転により敷地拡張のための転用の許可申請が提出されました。

次に

番号 36 番、

下今井●●、面積 1.52 m²を●●の●●さんほか共有者1名から●●の●●さんに所有権移転により敷地拡張のための転用の許可申請が提出されました。

番号35番36番ともに、都市計画法の用途区域内にある第 3 種農地です。

この2つの案件は、すでに平成6年に開発分譲が行われ、1区画として購入し所有者が居住していますが、前の番号34番の案件の測量をした結果、●●番地側に敷地の一部が入り込んでいることが判明いたしました。すでに 2m以上の土留め擁壁が設置されていますので、分筆を行い申請を行うものです。

モニターの写真はそれぞれ北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に ●番 ●●委員 の報告ですが、本人より現地調査の結果、問題なしとの報告を受けています。

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

申請農地は、宅地拡張のための転用であることから、問題ないと思われま

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号 35 番と番号 36 番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議が無いようですので、番号 35 番 と 番号 36 番 を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号 37 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長
資料 10 ページをお願いします。
番号 37 番、地図公図は 25 ページ、26 ページになります。
宇津谷●●ほか 5 筆、合計面積 4247 m²のうち 3595 m²を●●の●●さんから●●の●●に賃貸借により資材置場にするための一時転用の許可申請が提出されました。一時転用期間は3年間の予定です。
事業で使用する鋼材製品の仮置き場として使用します。
雨水処理については自然浸透の計画です。
資金証明、事業計画書、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。
モニターの写真は全体の航空写真と●●番地の東側からと●●番地の南西側から撮影したものです。
説明は以上です。

事務局の説明は以上です。

【議長】 次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●番●●委員】 現地を見ると、雑木がかなり生えていると思うのですが、これは撤去して工材を置くということですので、見た目も綺麗になると思うので、良いことだと思います。
また、工材が道路にはみ出ることが無ければだいぶ良くなると思います。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 体育館の真裏でございまして、隣接耕作者の同意を得ているということですので、ご審議よろしくお願いいたします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。
質問が無いようでございます。
番号 37 番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

【議長】 異議が無いようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

- 【事務局】 はい、議長
番号 38 番、地図公図は 27 ページ、28 ページになります。
天狗沢●●、面積 706 m²を●●の●●さんから●●の●●に所有権移
転により駐車場にするための転用の許可申請が提出されました。
申請地は住宅等が連坦する区域内にある第 3 種農地です。
譲受人の●●の従業員駐車場として普通車16台を停める計画です。
雨水排水については、碎石敷きのため自然浸透の計画です
資金証明、事業計画書、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書等の
添付書類から問題ないと考えられます。
この案件は、すでに一部が駐車場として使用されていますので、始末書
を提出したうえで追認案件となります。
モニターの写真は南西側から撮影したものです。
説明は以上です。
- 【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。
- 【●番●●委員】 この場所はちょうど、敷島団地から大久保地区へ抜け、双葉に至る
ところの敷島団地の外れにある銀河工房で、そこがやっていると。
土地所有者の●●さんから●●に売り渡して駐車場に転用いたし
ます。
駐車場が手狭で、こちらの駐車台数が 16 台分あり、そこに盛り土
があるので、それが隣接地へ流出しないよう気を付けていただきたい
と思います。移転するこの農地ですが、南側には開発した住宅があり
ます。東側には敷島団地に挟まれた住宅が連坦する集落が接続した区
域で第 3 種農地で問題ないと思います。
- 【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。
- 【●●推進委員】 現状は駐車場として一部使用されておりますので、その延長として
も問題ないと考えております。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。
- 【議長】 質問が無いようでございます。
番号 38 番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なし声)

異議が無いようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号 39 番 の説明を求めます。

【事務局】

資料 11 ページをお願いします。

番号 39 番、地図公図は 29 ページ、30 ページになります。

宇津谷●●、面積 436 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに所有権移転により自己用住宅建築のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する区域内にある第 3 種農地です。

建築予定面積は 48.09 m²の 2 階建てで、汚水については合併浄化槽で処理し地下浸透、雨水についても地下浸透の計画です。

資金証明、事業計画書、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は北西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●番●●委員】

特に問題ないと思いますが、●●番から●●番、●●番と昔、畑がありまして分割して、今は真ん中に住宅が建っています。

これは甲斐市の所在ですが、住んでる人が韮崎市の人で、下水道は自然浸透ということで区域外ですが、6 件ほど住宅が建っておりますが、そのうち 1 件が甲斐市の自治会へ入っておりますが、他のお宅は韮崎市の自治会に入っています。

昔から色々問題はありますが、上水道は韮崎市に入っていると思いますが、住宅を建てるには問題ないと思います。

【議長】

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

西側に隣接する住宅が最近できてますので、同じような形で建築すると思いますので問題ないと思いますが、先ほどの自治会加入の問題は、こちらの集落とすればどんなものかと考えます。
以上です。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。
質問が無いようでございます。
番号 39 番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 48 号) 次の議案に移ります。

【議長】 「議案第 48 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件」を上程致します。

事務局に 番号1番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 12 ページをお願いします。

番号 1 番、地図公図は 31 ページから 32 ページになります。

相続税納税猶予に関する適格証明は、申請の農地を相続後も引き続き営農していく見込みがあるかどうかを農業委員会で判断し証明書を発行するものです。

申請者は●●の●●さん。申請地は篠原●●ほか 6 筆、地目は畑、合計面積 2124 m²になります。

所有する農業機械は、トラクター、耕運機、バインダーです。

相続開始時期は令和 6 年 4 月 26 日です。

相続開始以降も営農を続けており、野菜等を作っている状況です。

モニターの写真は●●番地の南東側からと●●番地の東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番 ●●委員 にお願ひ致します。

【●番●●委員】 地図にもありますように西側は新しい道路ができて、そのすぐ脇なんですけど、現地調査の時はとても綺麗に整地されておりまして、野菜等も植わっておりますし、親からの継続ですので問題はないと思われまます。農業用機械も確認できておりますので大丈夫と思われまます。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 相続で引き続き農業をされるということで、副会長から説明があったように非常に綺麗に整備されて特に問題ないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号1番 を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を承認とすることに決定致します。

(議案第 49 号) 次の議案に移ります。

【議長】 「議案第 49 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件」を上程致します。

事務局に 利用権設定の 番号 51 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 13 ページをお願いします。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定です

番号 51 番、地図公図は 33 ページ、34 ページになります。

玉川●●ほか 1 筆、合計面積 4611 m²を●ま●の●●さんが●●の●●さんに田を2年間3か月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

畑として利用し野菜の栽培を予定しています。賃借料は10a 当たり●●円です。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、担当農業委員による現地調査の報告を省略いたします。

質問がある方はいらっしゃいますか。

ほんのうちりようしゅうせきけいかく

質問が無いようですので、「本農地利用集積計画」を承認することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。
